

千葉市在宅医療・介護実態調査業務委託企画提案実施要領

1 目的

本業務は、本市の在宅医療・介護連携を推進する上で、市内の在宅医療・介護の連携状況及び提供体制の実態を調査するほか、将来必要となる在宅医療の資源量を求め、在宅医療・介護連携推進事業を推進する上での根拠や方向性を明確にし、市民や在宅医療介護関係者に対し、わかりやすい目標を提示することを目的とする。また、令和2年度に策定予定の千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）における在宅医療・介護連携推進に関する施策の進捗状況を検討するための基礎資料とする。

2 業務の実施方法

千葉市在宅医療・介護実態調査に係る業務を委託する事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集する。

なお、本事業の実施にあたっては、市と委託業者との間で十分な協議を行うこととする。

3 委託業務

（1）委託業務内容

仕様書のとおり

なお、仕様書に基づく取り組みは、それぞれの目的を達成するだけでなく、その結果から、在宅医療・介護連携事業の推進のための目標値設定やその根拠となる資料、及び関係者が事業の必要性を認識し、取り組む動機付けとする資料として使用する。そのため、受託者には、これまでの実績、経験等ノウハウを活用し、上記を踏まえた企画提案内容を期待している。

（2）委託期間

契約締結日～令和2年3月31日

（3）発注者

千葉市長

（4）委託上限金額 合計8,000,000円以内 ※消費税非課税

見積額が、上限額を越えた事業者は失格となります。

当該事業は消費税非課税となるため、見積額と契約金額は同額となります。

4 提案の手続き等

（1）スケジュール（案）

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| ①企画提案実施要領公表 | 令和元年5月10日（金）～ |
| ②参加申込書受付 | 令和元年5月13日（月）～5月23日（木） |
| ③質問受付 | 令和元年5月13日（月）～5月16日（木） |
| ④質問回答ホームページ掲載 | 令和元年5月20日（月）～5月23日（木）の間、
随時掲載。 |
| ⑤参加資格確認結果通知書送付 | 令和元年5月28日（火） |
| ⑥企画提案書受付 | 令和元年6月13日（木）～6月20日（木） |

⑦プレゼンテーション開催	令和元年6月27日（木）もしくは28日（金） 午前9時30分から午後0時まで
⑧選定結果通知	令和元年7月上旬
⑨契約締結	令和元年7月中旬

（2）参加申込手続

参加を希望する者は、下記のより必要書類を提出すること。

①参加申込期限

令和元年5月23日（木）午後5時必着 ※厳守

※土・日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、上記期限日必着

②提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「在宅医療・介護実態調査業務委託企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

③提出先

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-3-9

千葉市保健福祉局在宅医療・介護連携支援センター（千葉市総合保健医療センター5階）

④提出書類

ア 参加申込書（様式第2-1号）

※コンソーシアムで応募する場合は様式第2-2号を使用すること。

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 企業概要（様式第4号）

エ 協定書等コンソーシアムを証する書類（コンソーシアムで応募する場合）

オ 委託業務の実施体制（様式第6号）

カ 市税完納及び特別徴収に関する証明書（市内に本店又は営業所を有する場合）

キ 事業の実績が分かる書類

（2種類以上で、過去5年間のものに限る。契約書の写しを添付すること）

（3）質問及び回答

本プロポーザル募集では説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記により質問すること。

①受付期間

令和元年5月13日（月）午前9時から令和元年5月16日（木）午後5時まで

②提出書類

質問書（様式第1号）

③質問方法

電子メールで提出すること。電子メールの件名は、「在宅医療・介護資源調査業務委託企画提案質問書（企業名）」とし、必ず電話で提出の旨を連絡すること。なお、電話・口頭・電子メール以外の書面及び期限後の質問は一切受け付けない。

④提出先

千葉市保健福祉局在宅医療・介護連携支援センター
renkeicenter.HW@city.chiba.lg.jp

⑤回答方法

質問の回答は、令和元年5月20日（月）～令和元年5月23日（木）までの間に、
随時、市ホームページの本案件ページ（下記 URL からリンク）に掲載する。

「入札（見積）募集案件「業務委託」」ホームページ URL

<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>

なお、回答の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなし、当課から質問者宛て、回答を掲載した旨の連絡は行わない。

（４）企画提案書提出

参加資格有りの通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

①提出期限

令和元年6月20日（木） 午後5時必着 ※厳守
※土・日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで
※郵送の場合は、上記期限日必着

②提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「千葉市在宅医療・介護資源調査業務委託等企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

③提出先

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-3-9

千葉市保健福祉局在宅医療・介護連携支援センター（千葉市総合保健医療センター5階）

④提出物

ア 提案書

- （ア）企画提案提出資料（様式5号）（表紙）
- （イ）企画提案書

イ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記（ア）～（キ）に記載する全ての項目を盛り込むこと。

- （ア）委託業務の目的及びその考え方
- （イ）提案内容及び実施方法
- （ウ）業務実施体制（様式6及び様式7）
（体制に関わる者の経歴及び専任又は兼任の別について記載すること）
- （エ）業務実施計画
- （オ）業務実績
- （カ）見積書
- （キ）見積額内訳

ウ 提出様式

- (ア) 提出は1参加者につき1提案とする。
- (イ) 提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。
- (ウ) 提案書は、A4縦で作成し、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒、カラーを問わない。図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とする。添付資料がある場合も同様とする。
- (エ) 企画提案書に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
- (オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。副本は、企画提案書の内容から、提案者の名称が特定できないよう、必要な処置を講ずること。
- (カ) 表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局在宅医療・介護連携支援センター」、②タイトル「在宅医療・介護資源調査業務委託企画提案書」、③提出年月日、④（※正本のみ）名称を記載し、押印する。
- エ 提案内容（本文）は、ページ数に制限は設けませんが、20分で説明できる内容とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。
- オ 見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記する。
- また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。
- カ 正本（1部）は、押印、袋とじとする。副本（14部）は、ホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。
- キ 紙での提出と併せて、デジタルデータをウイルスチェック済みのCD-Rに保存し、正副各1枚ずつ提出する。
- ク 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- ケ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

5 参加資格要件

この提案に参加するものは、次に掲げる条件をすべて満たす法人格を有する団体とする。なお、複数の事業者により構成されたコンソーシアム（共同事業体）による参加も認めることとするが、すべての事業者が（1）から（5）のすべての条件を満たすものとし、一応募者の代表又は構成事業者が他の応募者の代表又は構成事業者となることはできない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号に該当しない者であること。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ②当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁

判所からの再生計画認可がされていない者

⑤参加資格確認申請期限の日から契約の締結日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止を受けている者

⑥千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

⑦法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

⑧千葉市内に本店または営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

⑨千葉市内に本店または営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

（2）消費税、地方消費税、法人市町村民税、固定資産税の滞納がないこと。

（3）千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

（4）市との円滑、迅速な業務遂行を行える体制を有していること。

（5）過去5年間に於いて、国・地方自治体との類似事業の履行実績があること。

6 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

（1）提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）提出書類に重要な誤脱があった場合

（4）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

（5）審査の公平を害する行為があった場合

（6）その他、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

7 委託業者の選定

（1）プレゼンテーションの開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションにおいては、別途要綱に基づき設置している、千葉市在宅医療・介護実態調査業務委託プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員が審査を行う。

①日時 令和元年6月27日（木） 午前9時30分から順次開始予定

②会場 千葉市総合保健医療センター 4階研修室

③出席人数 各社2人以内とする。

④時間 各社説明時間は20分以内とし、その後質疑応答（30分程度）

⑤留意事項

ア パソコン及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。

イ 提出した企画提案書一式のみに基づき説明することとし、追加資料の配布は認めない。

ウ プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

エ プレゼンテーションの内容について、質疑応答を行う。

(2) 選定方法及び審査基準

①選定方法

選考委員会の委員が、企画提案内容を評価、採点し、最高合計点数を獲得した提案者を最優秀提案者とする。最高合計点数を獲得した提案者が複数いる場合は、評価項目「3 市内の在宅医療・介護資源の将来推計に関する項目」の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。この項目の点数も同点も場合は、委員長の採点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

なお、各委員の採点の平均が50点未満であった場合は、最優秀提案者であっても受託者として選定しない場合もあるので留意すること。

②審査基準（合計100点満点）

評価項目	評価の視点	配点
1 委託業務の目的の理解	現在の社会情勢と本市が置かれている状況とを踏まえ、業務の目的を理解した内容となっているか。	10
2 市内の在宅医療及び介護に関わる資源の量や各施設の機能調査及び高齢者実態調査に関する項目		
① 調査の実施・方法等	企業の技術力及び独自性を活かした提案がなされているか。 ○回収率の向上や内容についての提案 ○その他、調査全般に係る提案	10
② 調査結果の集計	調査を実施したときの情報の集計についての提案がなされているか。 ○グラフ化などの工夫に関する提案 ○クロス集計などローデータの活用に関する提案	10
3 市内の在宅医療・介護資源の将来推計に関する項目		
① データ収集・分析能力	統計データ等の収集能力及び収集したデータ等の分析能力を有しているか。また、得られた結果に基づき、根拠のある資料を作成することができるか。	20
② 実現性	提案内容を確実に実現するための手法について、十分に説得力があるか。	20
4 企画提案内容全体に関する項目		
① 事業遂行体制及び能力	業務委託を実施できる十分な受託体制があるか。 業務に係る知見・専門的知識を有しているか。	10
② 独自性のある提案	本業務の目的に沿っており、本市にとって有益な新たな視点での独自提案がなされているか。	10
③ 業務実績	自治体等と類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか。	5
④ 事業費の積算	積算根拠が合理的な内容であるか。 費用は妥当であるか。	5

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ①見積額が、本要領 3－(5)に記載する見積上限価格を超過した場合
- ②提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④提出書類に重要な誤脱があった場合
- ⑤会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- ⑥審査の公平を害する行為があった場合
- ⑦その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

(4) 提案書に不備があった場合の審査方法

提案書が本要領に定める形式に従っていない場合、従っていない部分に係る評価項目については、審査を行わない（当該評価項目は 0 点となる。）。

(5) 選定結果の通知

プレゼンテーション開催後、すべての提案者に電子メールで通知する。

(6) 評価の公表等

受託者の名称、契約金額を、令和元年 7 月下旬を目途に市ホームページに掲載する。

提案者自身及び受託者の点数は、受託者決定後、問い合わせに応じ回答する。

その他提案者に関する情報及び企画提案の採点基準並びに点数の内訳等に関する問い合わせには、一切応じない。

8 契約方法

- (1) 受託者決定後、改めて見積書を徴取し、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

なお、受託者が平成 30・31 年度入札参加資格者名簿への登録申請をしていない場合は、登録申請を行うこととする。

- (2) 前項の協議が不成立の場合は、市は順次、次点以下の提案者と協議を行う。

- (3) 契約にあたり、提案者は千葉市契約規則第 28 条に定める契約金額の 100 分の 10 以上の金額または同 28 条の 2 に定める契約保証金に代わる担保を納めること。ただし、提案者が同 29 条に該当する場合は、これを免除する。

9 支払条件

本業務委託の受託者が、契約書記載の委託業務を契約書記載の委託期間内に完了し、契約の成果品を市に引き渡し、市が行う検査に合格した場合、市は、受託者からの請求に基づき、その委託料を支払う。

10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。

- (3) 提出後の書類の差し替え等、再提出は認めない。
- (4) 企画案は1社1案で提出すること。
- (5) 提出書類の著作権は、市に帰属する。
- (6) 提出書類や選定結果（不採用となった提案者の名称、選定結果を含む。）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当が法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (7) 提案書類の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 本要領7－（2）の審査基準で、評価項目となっている点は必ず提案内容に含めること。
- (9) 参加申し込み後に参加を辞退する場合は、別紙「辞退届」を提出すること。

1.1 問い合わせ先

千葉市保健福祉局在宅医療・介護連携支援センター
千葉市美浜区幸町1－3－9 千葉市総合保健医療センター5階
電話 043（305）5021
電子メール renkeicenter.HW@city.chiba.lg.jp
担当：久保田 小山